

プロジェクト 開示に関する取組み—会計方針

項目 第 418 回企業会計基準委員会及び第 30 回ディスクロージャー
専門委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、第 418 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 10 日開催）及び第 30 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 10 月 30 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見と対応案をまとめたものである。

第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 第 418 回企業会計基準委員会では、ASBJ 事務局のコメント対応の方向性についてのご説明に対して、主に次のような意見が聞かれた。
3. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）の修正案 117B 項の例示(d)に対するコメント方向性は、IAS 第 1 号第 122 項の要求事項の開示自体も必要ないと読める。

(対応案)

ASBJ 事務局としては、会計方針を適用する際の判断の開示を要求している IAS 第 1 号第 122 項において、会計方針と会計方針を適用する際の判断は別の概念であると認識している。例示(d)の会計方針についてガイダンスの例示に加えないとしても、それにより IAS 第 1 号第 122 項の開示要求事項の有用性を否定するものではない。このため、会計方針の例示は特定の会計基準が認めている代替的な選択肢から選択された会計方針、及び、具体的に当てはまる会計基準がない場合に策定した会計方針に限定することが適当というコメント対応の方向性を変えていない。

4. significant から material にワーディングを変えることで会計方針の開示の趣旨が変わってしまうという受け止め方がされることについては、明確に反対のトーンを出すべきと考える。

(対応案)

ASBJ 事務局のコメントの方向性に賛成する意見である。

5. 重要ではない情報が多いので財務諸表が有用ではないという問題意識からきている取組みと理解しているが、コメント案は今の実務を変えなくてもいいと読める。重要でないものを取り除くための提案をコメントしてはどうか。

(対応案)

ASBJ 事務局として、現状において開示の実務に改善すべき点があるため取組み自体には賛成しており、現在の実務の問題となっている点を変えなくてもよいとは考えてはいない。改善すべき点について利用者及び作成者から聞かれた様々な問題意識を踏まえた IASB の取組みであると理解しているが、その中で特に、当委員会は、IFRS 基準の要求事項をどのように適用するかに関する企業固有の情報を企業がどのように提供すべきか、という問題意識が過去から聞かれていたことから、当該問題意識に関するコメントをコメントレーター案に含めている。

6. コメント対応の方向性について、本公開草案に対する懸念のコメントと、どうすべきか(どうすべきでないか)に関するコメントが混在しているが、それらを分けて整理して書いた方が伝わりやすいコメントになるのではないか。

(対応案)

コメント対応の方向性の中で本公開草案の提案内容に対する懸念のコメントが散在していたが、コメントレーター案の作成にあたっては懸念の程度によって記載の大部分を割愛した(significant から material への置換えに伴う実務の混乱の可能性等についてのコメントは、混乱の可能性が高いとは予測できないため、コメントレーター案に含めないこととした)。このため、懸念のコメントはまともせずにコメントレーター案を構成している。

第 30 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見

7. 第 30 回ディスクロージャー専門委員会では、ASBJ 事務局はコメントレーター案の総論として、次のコメントをご説明した。

会計方針に関する開示の改善の取組みには「会計上の見積り」と区別される「会計方針」とは何かという概念的な整理が必要であると考えられるが、現状、「会計方針」に関する概念的な整理ができていない。本公開草案とは別に、「会計方針」と「会計上の見積り」の区別が明確ではなく、したがって、ある変更が「会計方針の変更」なのか「会計上の見積りの変更」なのかが明確ではないとの問題意識から、IASB は、IASB 公開草案「会計方針及び会計上の見積り」(IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(以下「IAS 第 8 号」という。)の修正案)(2017 年

9月公表)を公表しており、この修正案は未だ最終化されていない。「会計方針」に関する概念的な整理ができていない状態で「会計方針」の開示に関するIFRS基準を改訂することは、関連する論点について短期間で二度、IFRS基準の修正を行うこととなる可能性がある。そのため、「会計上の見積り」と区別される「会計方針」に関する概念を整理する前に本公開草案のようなIFRS基準の改訂をすべきではないと考える。

8. また、上記の総論を受けて、なお書きで、「会計方針」に関する概念的な整理をしたうえでIFRS基準を改訂することを前提とした各論のコメントとして、本日の審議(2)-2のコメントレター案の第3項の3点と同様のコメント案をご説明した。
9. これに対して、第30回ディスクロージャー専門委員会では主に次のような意見が聞かれた。
10. 各論の3点のコメントについては、「会計方針」に関する概念的な整理をしたうえで、という前提が置かれているが、そのような前提をおいて限定的にコメントすることには違和感がある。

また、今後、IAS第8号の修正案が最終化され、それをもってIASBが「会計方針」に関する概念的な整理をして総論のコメントには対応したと考えた時に、なお書きのような形の各論では、3点のコメントは重要なものとしては受けとめられない可能性があるのではないか。

(対応案)

各論の3点のコメント(審議事項(2)-2 コメントレター案の第3項参照)については、「会計方針」の概念的な整理をしたという前提を置かなくとも、改善のための取組みを行うことはできるものと考えられる。また、第30回ディスクロージャー専門委員会でお示ししたコメントレター案のままでは、「会計方針」の概念的な整理をすることの方がコメントの主眼であるように受けとめられる可能性がある。

頂戴したご意見を踏まえて、第30回ディスクロージャー専門委員会でお示した各論について「会計方針」の概念的な整理をしたうえでという前提は置かず、当該各論をコメントの主眼にする形で審議事項(2)-2 コメントレター案を作成している。

以上